平成２４年（フ）第４６号
北海道帯広市西14条北２丁目２番地26　コートメモアール401号室
債務者　渡邉　晶行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
東京都三鷹市下連雀４丁目６番10―205号
債務者　岡安　　努
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３６号
東京都八王子市上柚木283番地１
債務者　山出　智紀
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７０号
静岡県浜松市東区松小池町563番地　ラ・シャンブル203
債務者　本長谷和夫
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３４７号
大阪市西成区岸里１丁目３番10号　ビックハイツ３階Ｃ－５
債務者　松山繁一こと　宋　　繁一
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１３５号
東京都目黒区中目黒３―24―11―103、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区久本２丁目４―15―501
債務者　砂本　　彩
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１４９号
東京都中野区中央５丁目42―13
債務者　富樫美保子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１７０号
東京都江東区佐賀１丁目10―８―504
債務者　桐山　雅男
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７８号
東京都江戸川区南葛西４丁目16―７―806
債務者　沼　　信輔
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１４号
東京都大田区北馬込１丁目６―４―303
債務者　本間　啓則
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１号
東京都江東区白河３丁目14―８　澤浦方
債務者　武藤　寿波
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７４７号
東京都中央区湊３丁目５―８―502
債務者　森本　由香
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９０６号
東京都中野区南台５丁目17―12　コモビレッジ南台２号館―237
債務者　畔柳　明美
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３２４号
東京都大田区東六郷２丁目４―23
債務者　前田実和子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９号
静岡市葵区羽鳥３丁目１番35号
債務者　樽　　由大
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部